

医療機関の皆様へ

労災診療費算定基準が改定されました

労災診療費算定基準が改定され、令和元年10月1日からの
労災診療の算定に適用されます。

今回の改定は、初診料、再診料の2点です。

	項目	(旧)	新
1	初診料	(3,760円) ⇒	3,820円
	複初	(1,880円) ⇒	1,910円
2	再診料	(1,390円) ⇒	1,400円
	複再	(690円) ⇒	700円

なお、改定に伴い当財団発行済みの労災診療費算定実務講座、労災診療費算定基準早見表及び労災医療ガイドブックの初診料、再診料につきましても令和元年10月1日から適用となりますので、労災診療費の算定の際には十分ご留意の上ご利用ください。



公益 労災保険情報センター
財団法人

〒112-0004

東京都文京区後楽1丁目4番25号 日教販ビル2F

労災医療部 TEL:03-5684-5516

RICホームページ(<https://www.rousai-ric.or.jp>)